

鳥取県立境港総合技術高等学校 部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県運動・文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- ①休 養 日：原則として、週末のいずれかを含む週 1 日以上とする。
- ②活動時間：学期中は原則として、長くても平日は 3 時間程度、学校の休業日は 4 時間程度とする（朝練習を行う場合の時間も含む）。
- ③参加する大会：原則として、県高体連・高文連主催、共催の大会とする。
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- ④その他
 - ・原則として、試験の 1 週間前（土日含む）は部活動を行わないこととする。
 - ・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
 - ・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、部活動指導員、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
 - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
 - ・「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。